

■議案第104号 四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例について

【要旨】

平成24年度より建築中であった「四万十町汚泥再生処理センター」の処理棟部分が完成し、平成26年1月引渡しの見込みとなりました。この引渡しに伴い、新施設での稼働が可能となるため、1日当たりの処理量等、所要の改正を行うものです。

【改正の内容】

- ・1日当たりの処理量を「最大受入量」と規定されていますが、ここでは、施設の1日当たりの最大処理能力を規定する条文であるため、「処理能力」に改正します。
- ・汚泥再生処理施設の処理能力については、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の現状及び将来搬入量を推計し、1日当りの処理能力を44キロリットルとして整備を行っているため、「35キロリットル」から「44キロリットル」へ改正します。
- ・処理施設投入の単位について、これまでは体積で料金を規定しておりましたが、新施設においては、計量機を設置することから「10ℓ」から「10kg」に改正します。

【新旧対照表】

改正後							改正前														
(<u>処理能力</u>) 第 18 条 施設で処理する一日当たりの<u>処理能力</u>は、次のとおりとする。 <table><tr><td>若井グリーンセンター</td><td>クリーンセンター 銀河</td></tr><tr><td><u>44キロリットル</u>(浄化槽汚泥を含む。)</td><td>(1) 焼却施設 25トン(12.5トン×2炉) (2) リサイクルプラザ施設 6トン</td></tr></table>							若井グリーンセンター	クリーンセンター 銀河	<u>44キロリットル</u> (浄化槽汚泥を含む。)	(1) 焼却施設 25トン(12.5トン×2炉) (2) リサイクルプラザ施設 6トン	(<u>最大受入量</u>) 第 18 条 施設で処理する一日当たりの<u>最大受入量</u>は、次のとおりとする。 <table><tr><td>若井グリーンセンター</td><td>クリーンセンター 銀河</td></tr><tr><td><u>35キロリットル</u>(浄化槽汚泥を含む。)</td><td>(1) 焼却施設 25トン(12.5トン×2炉) (2) リサイクルプラザ施設 6トン</td></tr></table>							若井グリーンセンター	クリーンセンター 銀河	<u>35キロリットル</u> (浄化槽汚泥を含む。)	(1) 焼却施設 25トン(12.5トン×2炉) (2) リサイクルプラザ施設 6トン
若井グリーンセンター	クリーンセンター 銀河																				
<u>44キロリットル</u> (浄化槽汚泥を含む。)	(1) 焼却施設 25トン(12.5トン×2炉) (2) リサイクルプラザ施設 6トン																				
若井グリーンセンター	クリーンセンター 銀河																				
<u>35キロリットル</u> (浄化槽汚泥を含む。)	(1) 焼却施設 25トン(12.5トン×2炉) (2) リサイクルプラザ施設 6トン																				
別表							別表														
種別	区分	品目単位	収集運搬処分手数料(円)	収集運搬手数料(円)	処分手数料(円)	備考	種別	区分	品目単位	収集運搬処分手数料(円)	収集運搬手数料(円)	処分手数料(円)	備考								
し尿	処理施設投入	<u>10kg</u> につき			10		し尿	処理施設投入	<u>100</u> につき			10									